

## 第 6 回 JP ドメイン名諮問委員会における議論のまとめ

### 議論の対象となる「特定の状況」

1. JP ドメイン名を管理する指定事業者と JPRS との間の指定事業者契約が終了となった場合
2. 登録者の意思確認文書の提出なく、指定事業者から JP ドメイン名の廃止届が JPRS に提出された場合

---

1. 指定事業者が JP ドメイン名に関するサービスを終了した場合や倒産した場合など、JPRS との指定事業者契約が終了した際には、登録者保護の観点から JP ドメイン名の登録が継続されることを重視しなければならない。このような JP ドメイン名を廃止せず、登録者に対して新たな指定事業者の下での登録継続の意思確認を行うという現在の方針は妥当。

2. 登録者の意思確認文書の提出なく、指定事業者から廃止届が提出された JP ドメイン名を、レジストリとして登録者に意思確認を試みた上で廃止を行う現在の方針は妥当。

- レジストリから登録者への意思確認に関連する業務は中立的な立場で行う必要がある。
- レジストリがあらかじめ定めた期限までに登録者からの意思表示がない場合は、予め通知されていたその後の措置に同意したものとみなしてよい。
  - 1) レジストリが指定した指定事業者への移管
  - 2) JP ドメイン名の廃止
- 登録者は JP ドメイン名の登録維持以外にも、様々なサービスを必要としている場合が多く、登録者が新しい指定事業者を選択する際には、そのために必要となる適切な情報をレジストリとして提供することが望ましい。